平成２４年（フ）第２３５５号
東京都中野区松が丘１丁目17番２号
破産者　有限会社エムアール
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２３５６号
東京都豊島区長崎５丁目22―３―103
破産者　平田　力也
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２６６６号
東京都練馬区大泉学園町５丁目22番３号
破産者　新頼建設株式会社
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２６６７号
埼玉県新座市野火止２丁目４―50―203、開始決定時の住所東京都練馬区大泉学園町５丁目22―３
破産者　新田　一美
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３０１４号
東京都品川区北品川２丁目７―20
破産者　川井　寛次
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４９８号
東京都港区高輪２丁目15番15号
破産者　株式会社ジョイテック
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４００１号
千葉県四街道市大日2099―８
破産者　佐藤　伸二
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４７６号
東京都渋谷区千駄ケ谷５丁目８番２号
破産者　藤洋建設株式会社
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４７７号
岩手県花巻市坂本町５―２
破産者　盛山　政久
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４６８４号
東京都港区芝大門１丁目15番８号
破産者　株式会社良蔵
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９６８号
東京都品川区上大崎２―24―11
破産者　株式会社イーメロンソリューションズ
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９６９号
千葉県浦安市明海４丁目２―６―305
破産者　朝井　弘子（旧姓折居）
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５０２５号
神奈川県横浜市旭区沢町335―８、開始決定時の住所神奈川県横浜市保土ヶ谷区霞台29―29
破産者　飯島　啓晴
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５２７９号
東京都江戸川区北葛西５丁目８―11
破産者　川上　勝治
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５２８０号
東京都江戸川区北葛西５丁目８―11
破産者　川上　雅子
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５４２４号
東京都葛飾区小菅２丁目11―３―Ａ―３
破産者　山本健太郎
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５４６３号
東京都豊島区上池袋３丁目22―２―１Ｆ
破産者　小野　洋一
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５４７５号
東京都町田市忠生３丁目３―16　サニーコーポ１―103
破産者　野崎　武夫
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５４７６号
東京都八王子市高尾町1517番地　マイキャッスル高尾506号
破産者　有限会社ＩＳＯ企画
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５４７７号
東京都八王子市東浅川町530―41―201
破産者　磯部　儀博
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５７２１号
東京都世田谷区奥沢８丁目26―23　ネオ奥沢・Ｅ201
破産者　鞠子由香利
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５８２４号
東京都江戸川区北小岩５丁目31―８　白鹿荘10
破産者　會澤　良治
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部